



行政書士ADRセンター東京

2018年8月20日
行政書士ADRセンター東京

～ そうだ！トラブルも行政書士に相談しよう ～

『ペットトラブル 無料相談』・『自転車事故 無料相談』

キャンペーン開催のお知らせ

東京都内のトラブル解決をサポートする「行政書士ADRセンター東京」では、動物愛護週間（9月20日から9月26日）および秋の交通安全運動（9月21日から9月30日）に対応して、無料相談キャンペーンを開催いたします。

行政書士ADRセンター東京では、「自転車事故」、「愛護動物（ペット）」、「賃貸住宅の敷金返還・原状回復」、「外国人の職場環境・教育環境」の4分野におけるトラブルの調停を行っております。この度、昨年に実施いたしました無料相談キャンペーンが好評であったことから、愛護動物週間および秋の交通安全運動に合わせて別紙概要のように無料相談を実施することにいたしました。

この無料相談は、東京都行政書士会の「行政書士ADRセンター東京」と「市民相談センター」が共同で開催する無料の相談会です。お困りごとの法律相談と調停についての相談を同時に行うことができます。

この無料相談サービスが、様々なトラブルでお困りの方々にとって、解決の一助となれば幸いです。

【本件に関するお問い合わせ先】

行政書士ADRセンター東京（センター長 光永 謙太郎）

〒153-0042 東京都目黒区青葉台 3-1-6 <https://adr.tokyo-gyosei.or.jp/>

TEL:03-5489-7441（受付時間 火・木・土曜日 10:00～16:00） FAX:03-5456-6839

広報担当 山本

※受付時間以外は、留守番電話にメッセージを残していただけましたら、折り返しのご連絡をさせていただきます。



行政書士ADRセンター東京

～ そうだ！トラブルも行政書士に相談しよう ～

『ペットトラブル 無料相談』・『自転車事故 無料相談』 概要

◇実施期間

予約受付期間:平成30年9月20日(木)から11月15日(木)の火・木・土曜日 10:00～16:00
ご相談実施日:ご予約の日から1週間以上先の日程にて、平日 13:00～16:00 の間で、
ご希望の日時をお知らせください。一組のご相談時間は30分です。

◇相談会場

東京都行政書士会 行政書士会館 (東京都目黒区青葉台 3-1-6)

◇ご利用までの流れ

- ①まずは、お電話でご予約ください。(行政書士ADRセンター東京 03-5489-7441)
- ②相談当日、ご予約時間に行政書士会館へお越しください。

◇詳細

詳しくは、ホームページをご覧ください。<https://adr.tokyo-gyosei.or.jp/>

◇対象

『ペットトラブル 無料相談』

東京都内のペットトラブルでお困りの方
(都内で飼養されているペットを巡るトラブル、又は、都内で発生したペットトラブル)

『自転車事故 無料相談』

東京都内で発生した自転車事故トラブルでお困りの方
(自転車同士の事故、自転車と歩行者の事故、自転車での物損事故が対象です。いずれも、被害者の方も加害者の方もご相談いただけます。)

行政書士ADRセンター東京とは

行政書士ADRセンター東京は、東京都行政書士会が設置し、「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」の規定に基づき、法務大臣の認証(認証番号第30号)を取得している調停実施機関です。